

第2回パーソナルモビリティ安全利用官民協議会

令和4年6月15日

1. 開会

【事務局】 皆様おはようございます。警察庁でございます。本日は御多用中のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより第2回パーソナルモビリティ安全利用官民協議会を開催させていただきます。

まずお手元の配付資料の確認をさせていただきます。議事次第、構成員一覧、それと事務局説明資料の3点となっております。

加えて、JEMPA様御作成の電動キックボードの交通ルールに関する広報啓発のチラシを参考資料としてお送りさせていただいておりますので、適宜御活用いただければと思います。不足等ありましたら事務局まで御連絡いただければと思います。

なお御出席の皆様の御紹介につきましては、時間の都合上省略させていただきますが、第1回より新たに株式会社サンオータス様に御参加いただいております。構成員につきましては、お送りしている構成員一覧を御覧いただければと思います。

続きまして、配付資料等の取扱いについて説明をさせていただきます。本協議会で用いられる資料につきましては、会議終了後速やかに、警察庁のウェブサイトにて公開することといたします。また、本協議会における皆様の御議論につきましては、事務局で議事録を作成しまして、皆様に御確認いただいた後、警察庁ホームページにて掲載をいたしますので、御承知おきいただければと思います。

2. 議事

(1) 事務局説明

【事務局】 それでは、早速議事に移らせていただきます。まず事務局より資料に基づいて御説明をさせていただきます。

2枚資料をおめくりいただきまして、資料の1ページ目を御覧ください。既に御案内かと存じますが、本年4月27日に公布されました改正道路交通法につきまして、電動キックボードに関する部分の概要をまとめたものでございます。

これまでいわゆる電動キックボードにつきましては、原動機付自転車等に分類されておりましたが、このうち、(1)に記載のとおり、その最高速度や車体の大きさが普通自転車

相当のものにつきまして、原動機付自転車から切り出して特定小型原動機付自転車として自転車と同様の交通ルールを定めることといたしました。

具体的には（３）記載のとおり通行場所は車道、普通自転車専用通行帯自転車道としたほか、最高速度を６キロに制限した走行モードとすることで、一部の歩道等の通行を認めることとしております。

また（４）に記載のとおり、乗車用ヘルメットの着用を任意としたほか、（５）に記載のとおり、違反行為を繰り返す者には、自転車と同様に講習制度を義務づけることとしております。

他方現在までの原動機付自転車と同様に、引き続き交通反則通告制度等の対象とするほか、（２）に記載のとおり１６歳未満の者の運転を禁止するなど、その特性に鑑み、自転車と異なるルールも定めております。このため、交通ルールを十分に認識していない者が事故や違反を起こすということにならないよう、販売事業者やシェアリング事業者の皆様に対しまして、交通安全教育を努力義務としておりますが、これが今後の円滑な新制度の施行に向けた重要なポイントとなっておりますことから、この官民協議会の場を通じて、その在り方を検討することとしております。

次に資料の２ページ目を御覧ください。こちらが電動キックボードが関与する交通違反の発生状況をまとめたものでございます。令和３年９月から本年３月までの間の検挙件数を見ますと、歩道通行等の通行区分違反が約６割強を占めておりまして、その後信号無視、一時不停止等が続いております。

また指導警告件数を見ますと、整備不良車両の運転が最も多く、その後、通行区分違反、無免許運転、ヘルメットの着用義務違反等が続いております。これらの違反状況を見ますと、電動キックボードに対する交通ルールが国民に適切に定着していない状況が見受けられます。

続きまして資料の３ページ目を御覧ください。先ほど御覧いただきました違反件数を月ごとにグラフに直したものでございます。これを見ますと、気温等、季節的な影響や、利用台数の影響等も考えられますけれども、本年１月以降、違反件数、特に通行区分違反の件数が増加していることが認められます。これにより、この対策は非常に急務であると私どもも考えております。

続きまして、資料の４ページ目を御覧ください。こちら電動キックボードが関与します交通事故の発生状況をまとめたものでございます。やはり利用者の多い道路で最も多く発

生しておりその態様を見ますと、4輪自動車との事故が最も多くなっておりませんが、対自転車や対歩行者も一定数発生しております。

続きまして、資料の5ページ目を御覧ください。こちらは参考ではございますけれども、東京都内での違反や事故の状況をまとめたものとなります。全国的な動向と比べますと違反における通行区分違反の割合が高くなっておりまして、歩道通行や逆走等の違反が多いということが指導される状況となっております。

続きまして、資料の6ページ目を御覧いただければと思います。ここからは国会審議等の状況につきまして、当課交通企画課長の今村より、御説明をさせていただきたいと思っております。では今村課長よろしくお願いたします。

【警察庁交通局交通企画課長】 交通企画課長の今村でございます。それでは私から、道交法改正の審議の状況などにつきまして、お話をさせていただきたいと思っております。

今回の改正道路交通法には、電動キックボードの交通ルールの整備のほかに、自動配送ロボットの交通ルールの整備ですとか、レベル4の自動運転の許可制度の創設、それから運転免許証とマイナンバーカードの一体化などの改正項目が含まれていたわけですが、事前の与野党の審査あるいは衆参両院での内閣委員会での質疑を通じて、最も多くの御指摘を受けたのが、この電動キックボードに対する関する改正項目であります。どんな意見が出ていたのかにつきまして、スライドを御覧いただきたいと思います。事業者の皆様に関係するところについて、下線を施しております。

まず交通安全教育につきましては、交通安全教育を努力義務ではなく義務とすべきではないか。なぜこの安全講習に関しては義務化せずに努力義務で納めてしまっているのか。事業者の交通安全教育の努力義務についてパンフレットを渡しておしまいとならないように徹底してほしい。

それから、インターネットは、店頭に行かずに容易に選べてしまうという利点があるため、保安基準に適合していることが購入者に分かるようにする工夫をぜひ行っていただきたい。

それから2つ下ですけれども、事業者に関努力義務を課すということだが、内容についてはこれから決めるという話で具体的な担保が何もない、この点においても現状との落差が大きい。

それから次のページに参りまして、ヘルメットの着用を努力義務とすることについては、ヘルメットをかぶったほうがやはり安全。ヘルメット着用も努力義務ではなく義務化する

ことを今後検討してほしい。

このように規制緩和をしてより安全運転を徹底するという実効ある仕組みをどのようにとるのか、という御指摘。それから、車体の安全性、ナンバープレート等については、インターネットによる販売やフリマサイトによる転売が広く行われており、保安基準に適合していない電動キックボードの利用を助長しているように思われる。

購入者がインターネットで特定小型原動機付自転車を購入・転売をした場合、規格や保安基準に適合した車体であることをどのように確認するのかと、こういった指摘がなされているところであります。

さらに次のページをめくっていただきまして、改正法案の議決の際には、衆参両院の内閣委員会で附帯決議が付されております。附帯決議は法律案には賛成という形ではありますけれども、法律の施行に当たりまして、立法府として政府側に適切な措置を求めるといふ与野党の意思が表明されたものでありまして、その履行状況につきましては、毎年フォローアップがなされることになっています。

参議院の付帯決議については11項目、衆議院につきましては15項目、合計しますと26項目になりますけれども、そのうち16項目が、電動キックボードにも関係するものでありまして、この数字だけを見ても電動キックボードに対する懸念が大きいということがお分かりいただけるかと思えます。

附帯決議につきましても、事業者の皆様と直接関係するところを御紹介いたしますと、まず参議院につきましては、特定小型原動機付自転車の運転者に対する新たな交通ルールの周知徹底を図るとともに、関係省庁と事業者が連携し、関係省庁または事業者を通じた特定小型原動機付自転車の運転者及び広く社会一般に対する効果的な交通安全教育の在り方について速やかに検討し、早期に実施すること。また必要に応じて運転免許制度の導入を含めた検討を行うこと。

それから下のほうに参りまして、自転車事故における乗車用ヘルメットの被害軽減の効果が高いことに鑑み、自転車及び電動キックボード等の運転者に対して、乗車用ヘルメットの着用促進に向けた効果的な啓発活動に取り組むことというような内容でございます。

また衆議院につきましては、本法により特定小型原動機付自転車、以下電動キックボード等という、に関する交通ルールが整備されることを踏まえ、新たな交通ルールの周知徹底を図ること。

電動キックボード等が又貸しされる場合等においては販売事業者等が利用者に直接、交

通安全教育を行うことが困難であることに鑑み、電動キックボード等を実際に利用する者に対する交通安全教育が確実に行われるよう努めること。

電動キックボード等及び自転車についてヘルメット着用の義務化を含め、ヘルメット着用率の向上に向けた方策を検討した上で必要な措置を講ずること。

本法により16歳未満の者による電動キックボード等の運転が禁止されることを踏まえ、当該規定の遵守を徹底するための方策について検討した上で必要な措置を講ずること。

それから最後に、免許制の導入も含め、規制の在り方について検討した上で必要な措置を講ずること。

こういった内容が決議をされているところであります。国会の質疑と附帯決議の内容について、電動キックボードに消極的な意見を要約をいたしますと、一つには現状では原付免許が必要とされているのに、なぜわざわざ免許不要とするのか。2つ目には、現状ではヘルメット着用が義務とされているのに、なぜ努力義務に緩和するのか。3つ目は、免許が不要となれば、交通安全の知識のない運転者が事故を起こすのではないか。事業者による交通安全教育で本当に安全性が確保できるのか、というような形で要約できると思いますが、これに対して当庁からは、1つ目には今回の改正は、電動キックボードのうち、自転車並みの速度と大きさのものに限って自転車同様に運転免許を不要として、ヘルメット着用を努力義務とするものであるということ。

それから運転免許を不要とするものの、販売やシェアリング事業者に対しては法律上、交通安全教育の努力義務を課していて、警察も関与する形で安全対策を講じていくということ。それから3つ目に、具体的な交通安全対策の在り方については、既に官民協議会を立ち上げたところであって、この場を利用してしっかりと検討して実行に移していくと、こういう説明をいたしまして、最終的には賛成多数で改正法案は成立をいたしました。

しかしながら、もともと改正に慎重な国会議員の方の多くは、当庁の説明に納得して賛成に転じたというよりも、ひとまずは様子を見てみようということで、積極的に反対まではしなかったという方が多いのではないかと感じております。こういう状況下で成立をいたしました改正法ですので、今後少しのきっかけで風向きが大きく変わる可能性があると考えています。

幸い電動キックボードによる死亡事故は、今のところ発生しておりませんが、例えば最近テレビのワイドショーなどでは、電動キックボードの飲酒運転や歩道走行が問題だとして取り上げられております。

今後、酒を飲んだ状態で電動キックボードを運転していた者が、歩行者にけがを負わせるとか、あるいは電動キックボードが歩道通行していて子供をはねるとか、そういった事故が発生しますと、電動キックボードは危険だという印象が広がりかねないと考えています。先ほどの附帯決議の中でも、衆参両院で、免許制の導入も含めて規制の在り方について検討すべしという指摘を受けております。

今後事故や違反が相次ぐような状況になりますと、改正法の施行前であっても、制度の見直しを求める声が上がりがねないと思っております。そういった事態は、私たちにとってももちろん本意ではありませんので、そのようなことにならないように、今のうちから事業者の皆様には、効果的な交通安全対策について、しっかりとお考えをいただきまして、速やかに実施に移していただきたいとお願いを申し上げます。私からは以上です。

【事務局】 今村課長ありがとうございました。それでは、ここからは説明者を戻しまして、引き続き御説明させていただきます。資料の11ページを御覧ください。

現在シェアリング事業者におかれましては、マイクロモビリティ推進協議会様を中心といたしまして、運転免許証の利用前の運転免許証の登録、道路交通法に関するテストの実施、業者ルールの表示、歩道走行禁止のアラートの車体表示、安全講習会や試乗会の実施等各種安全対策を実施いただいております。

他方、新制度となります特定小型原動機付自転車につきましては、新制度の施行後は16歳以上の免許不要、ヘルメットの着用が努力義務、6キロ以下での歩道通行一部可の交通ルールが適用されるということの一つ鑑みまして、ヘルメットの着用の促進については、努力義務ではあるものの被害軽減のため着用を基本とすること。

16歳未満の利用防止対策については、利用者の年齢確認、又貸し対策を実施すること。運転免許を持たない利用者等への歩道通行及び逆走禁止等の交通ルールの周知を行うこと、悪質危険な運転者への対策を行うことなどを実施していく必要があると考えております。こちらについては、後ほど詳しく説明をさせていただきます。

続きまして、資料12ページを御覧ください。こちらにつきましては、販売事業者等により安全対策について記載をしております。現在販売事業者におかれましては、日本電動モビリティ推進協会様を中心といたしまして、商品紹介ページや、本日は参考でお配りしておりますパンフレットでの交通ルールの周知、試乗会時の交通ルールのアニメ視聴やルール説明、購入者へのチラシの配布、街頭及びSNSによる広報啓発活動と、各種取組を進めていただいているところでございます。

他方、プラットフォーム提供事業者につきましては、今回の交通安全対策に関しまして、新制度の施行後の法定の努力義務の対象外とはなりますけれども、個人所有の電動キックボードの多くがインターネットで購入されている状況に鑑みますと、電動キックボードの安全な利用のためには、プラットフォーム提供事業者の御協力が必要不可欠であると考えております。

また、今後取り組むべき事項につきまして、先ほど御説明した内容や安全な車体の販売、及びナンバープレートの確実な取得と自賠責保険加入の徹底等の取組を実施していく必要があると考えております。

ここで資料のスライドを切り替えますので、少々お待ちいただきます。

こちらの資料につきましては、本日配付外の資料となっております。こちらにつきましては現在、私たち警察庁の、担当者レベルにおける安全対策の素案となっております。こちらにつきましては、あくまで安全対策の案、イメージとしてお示しをさせていただきますので、後ほど皆様から様々御意見をいただければ幸いです。

それでは、最後に資料に戻っていただきまして、事務局説明資料の13ページを御覧いただければと思います。

今後の官民協議会の進め方について簡単に御説明をさせていただきます。本日、これより自由討議を行いまして、その議論を踏まえまして、官民で実効的かつ効果的な安全教育の在り方について、次回の官民協議会では本日の議論を受けて、事業者の皆様から取り得る、安全対策の施策について御提案をいただくとともに、次回以降、その安全対策について引き続き協議を実施していきたいと思っております。

その協議の結果を踏まえまして、改正法施行までに、シェアリング事業者及び販売事業者が取り組むべき交通安全対策について、ガイドラインを策定し公表までつなげていきたいと思っております。

電動キックボードの安全対策については社会的な関心も高いことから、可能な限り早めに取りまとめることができればと考えております。長くなってしまい恐縮ではございますが、事務局からの説明は以上となります。

(2) 自由討議

【事務局】 それではこれより意見交換に入りますので、これまでの事務局からの説明に対する質疑も含めまして、御質問、御意見等のある方は、チャットにて御意見等ある旨を

お書きいただければと思います。こちらから順次指名をいたしますので、発言をお願いできればと思いますが、まず、本日は、警視庁交通総務課長にも御臨席いただいておりますので、もしよろしければ、警視庁交通総務課長より一言御意見を頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。

【警視庁交通総務課長】 私の方から申し上げさせていただきます。先ほど警察庁さんの事務局のほうからも御説明ありましたとおり、資料5ページにありますように、東京都内での違反ですとか事故というのはこのような状況になっております。

違反の中では通行区分違反、逆走ですとか歩道通行というのがすごく多くなっているんですけども、先ほど今村課長の御説明の中にもありましたように、直近では酒気帯び飲酒運転というのがすごく目を引く状況になっています。資料記載の時期というのは令和4年3月までの時期になっているんですけども、例えば今年のゴールデンウィーク、警視庁の繁華街で集中取締りを行ったんですけども、そのときには酒気帯びを5件取り扱っております。

令和4年中の取扱い、5月8日時点まででとってみますと、飲酒運転13件の違反を取り扱っておりますし、あと物件事故ではあるんですけども、令和3年には飲酒運転で1件、送致も実際しております。

警視庁におきましては、電動キックボードの交通安全に関しまして、本日御出席の事業者の皆様と2回、これまで会議実施させていただいております。先月5月に実施した2回目の会議では、マイクロモビリティ推進協議会に対して交通ルールの一層の周知ですとか、あとは特に飲酒運転対策として、繁華街におけるポートの設置場所の見直し、運用時間の見直し、注意喚起の看板設置等の具体的対策を要請したところでございますので実効ある対策をお願いしたいと思っております。

あとはその後、対策案についても担当者レベルということではありましたが、いろいろ、先ほど御説明いただきました、まさにという感じでちょっと今聞いておったんですけども、やっぱり事故の状況を見ましても、ヘルメットの着用促進というのはここに記載の25件の中でも、特例のキックボード以外の事例ではあるんですけども、実際に後頭部を骨折して緊急搬送された事例というのも発生しておりますので、ヘルメット着用の取組というのをぜひ、しっかりやっていただければと思います。

あとは16歳未満の利用防止、又貸しという話もありましたが、実際にうちで取り扱ったもので他人の免許証で登録してなりすまして運転していたというような事案も複

数見られるようになっておりますので、登録での対策というのは、ぜひしっかりやっていたいただければと思っています。

警視庁としましても、事業者の皆様ですとか、警察庁の方々と緊密に連携しながら、この協議会の機会も通じて充実した対策内容となるような、うちとしても一生懸命やっていきたいと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

【事務局】 ありがとうございます。

ここからまた自由討議に入りますので、発言御希望される方はチャットのほうまで記入の願いをいたします。御意見でも構いませんし先ほど示させていただいた当社ベースの案に対する御質問等でも構いませんので、どなたか御発言ありませんでしょうか。

アマゾン松田様、お願いいたします。

【アマゾンジャパン合同会社】 アマゾンジャパンの松田です。お世話になっております。不適合製品の公道走行について、我々もマーケットプレイス事業者といたしまして、そういった保安基準に適合していない製品が公道走行可能として販売されることは、抑止したいと考えております。

一方で、現物在庫を持たない弊社、また製造業者ではない出品者において、出品される電動キックボードを分解等した上で、保安基準に適合をしているか否かの技術的確認を行うことは現実的に困難ですので、その保安基準の適合有無といったものが外形的に確認ができますよう、国または業界団体のほうでの原付及び特定小型用の認証制度というところを設けていただくことを御検討いただけるとありがたいなと思っています。

前回、日本電動モビリティ推進協会様からも認定制度を御検討されるという旨、言及があったかと思っておりますので、そういった制度の活用も視野に検討を進めていけたらいいなと思っています。よろしく申し上げます。

【事務局】 松田様ありがとうございます。g l a f i t様ありがとうございます。今の御意見につきまして、国土交通省の久保田課長、もしよろしければ、御発言いただいてもよろしいでしょうか。

【国土交通省自動車局技術・環境政策課長】 国土交通省の久保田でございます。今アマゾンさんから御指摘いただいた点について少し参考になればということで回答させていただきたいと思っております。現在、保安基準そのものはまだできていませんけれども、こういったことを保安基準に定めるかという案はできておまして、それも公表しているところでございます。早急にそれをいわゆる法令、保安基準という形で、できるだけ早く皆様に

お示ししたいと思います。

実際にそれに合っているかどうかを、まさにおっしゃるように、各販売業者さんが分解してとか、そういうことは現実無理なので、基準に合っているかどうかというのを型式ごとに認定する、あるいはそういった基準に合っているものにはその旨を車体に表示させるある一定のマーク、シールみたいなものを作って、その基準に合っている車体にはそのシールを貼ると。逆に基準に合っていないものにシールを貼ることはできないというような制度をきっちり整備して、外形的に、分かるような形の制度を早急につくっていききたいというふうに考えていますので、そういった際には皆さんに御協力いただきながら不適合品の排除と一緒に我々と一緒に協力しながら取り組んでいただければなというふうには思います。以上です。

【事務局】 久保田課長ありがとうございました。それでは g l a f i t 様、御発言のほうお願いをいたします。

【一般社団法人日本電動モビリティ推進協会】 J E M P A 代表の g l a f i t 鳴海と申します。よろしく申し上げます。

【事務局】 よろしくお願ひいたします。

【一般社団法人日本電動モビリティ推進協会】 お願いします。先ほどのアマゾンさんの御発言、そして今の国交省様の御発言にも関係するところではございますが、J E M P A として取り組んでいますのが、少なくとも現行の原付の基準に適合した車両をとにかく私たちは遵守していくこととし、今まで以上に重く受け止めております。販売する機体についてそういった保安基準を各参加企業が改めてチェックする、そして確認項目に基づくエビデンス、試験値等を記録する取り組みを始めました。あくまでこれはちょっと公的、型式認定機関というわけではないので、各社がそれをしっかりと用意するということろまでは制約するような形で、団体として今、第1ステップとして進めております。

行く行くは今、国交省様御発言いただいたような、その認定というところに、そこがひもづいて、この団体としての取組自体が、国のほうの認定に準じている、もしくはそこをいわゆるひもづいているような形でしっかりと遵守の取組がつながっているような形を目指しておりますので、またそちらのほうも、別途御相談させていただけたらと思っております。そちらが1点今の件に関することでございます。

もう一つ、加えて御質問、御相談したい点は、先ほどの対策案の中に、商品引渡し前にナンバープレートを取得させ自賠償保険加入させるという案がございました。こちらに関

して、ぜひ実際にこれを当初より行っている弊社としては、相談したいことは、これ自体は保安基準とはまた違い、例えばインターネットの事業者でも、ルールとして決定することができると思われま

一方、これを決定することは、ユーザーが、お客様がすぐに手に入れたいという利便性という意味では、少し悪くなってしまうものなので、ぜひともこれ、全員で徹底することをしていただかないと、どうしても弊社等、単独でやっても、お客様からしたら何か特定の業者だけが面倒くさいルールで、できれば選びたくないというふうにお客様に敬遠されてしまうことにもなりかねますので、もしルールを決定する場合でしたら、足並みそろえていただけるような、ちょっと取組の制度を考えていただきたいというのが要望になります。よろしくお願

【事務局】 御意見ありがとうございます。おっしゃるとおりで、今販売のときにナンバープレートの登録を一緒にしていただくというのが今一番確実な方法ではあるんですけども、そこでその業者の皆様の間で認識がずれてしまうという、なかなかうまく進んでいかないというところもござ

【一般社団法人日本電動モビリティ推進協会】 ありがとうございます。

【国土交通省自動車局技術・環境政策課長】 よろしいですか。国交省ですが。

【事務局】 はい、お願

【国土交通省自動車局技術・環境政策課長】 今、御意見いただいたまず、前者については、まさに我々のほうでもこれ、国交省だけでできるわけじゃなくて、いわゆる基準に合っているかどうかという、機関の認証みたいなものを含めてやっていかないと手が回らないと思っているので、皆様から御協力をいただきながら、基準に合っている車にシールを貼って、外から見ても誰から見ても分かるようにするという

後者については、やっぱり我々、悪貨が良貨を駆逐するようなことがあってはならないと思っているので、真面目な事業者さんから、いろんな通報を受けたりあそこちゃんとやってないんじゃないのというような通報を受けて、その車をちょっと取り寄せてサーベイして、実際に車を持ってきて基準に合っているかどうかをチェックするとか、市場から情報をいろいろもらいながら、基準に合っていない車を徹底的に排除していくというような枠組みもできないかなと

いただきながら、もちろん、これ警察庁さんとも協力させていただきながらやれればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

【一般社団法人日本電動モビリティ推進協会】 ありがとうございます。すみません、少しだけ付け加えよろしいでしょうか。

【事務局】 はい。

【一般社団法人日本電動モビリティ推進協会】 ちょっと具体的にもう少し踏み込んでお伝えすると、例えばナンバープレートや自賠責の加入の取組に関しては、例えばインターネットのプラットフォームの事業者様のほうで、その出品、出店の枠組みとして、こういった車両の販売時には、事前に先にナンバーや自賠責を取得するという運用ルールにのっとらないと販売してはいけないというような、取決めを各社が足並みそろえてするだけでも相当な効果があると思っておりますので、そういったところも踏まえて御検討いただけたらと思っております。

【事務局】 承知をいたしました。ちなみに今の御意見につきまして、アマゾン等のプラットフォーム事業者の方、何か御意見ございますでしょうか。

【アマゾンジャパン合同会社】 アマゾンジャパンの松田です。頂いた御意見はまずは頂いた上で、他社様も状況同じかと思えますけれども、社内確認の上、対応について検討させていただければというふうに思います。

【事務局】 ありがとうございます。続きまして、SWALLOW様、手が挙がっておりますので、御発言いただけたらと思えます。

【一般社団法人日本電動モビリティ推進協会】 ありがとうございます。JEMPA理事をやらせていただいておりますSWALLOWの金です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 お願いします。

【一般社団法人日本電動モビリティ推進協会】 先ほどナンバープレートの件なんですけれども、ナンバープレートをオンラインで登録できるようにするという制度を検討しているのを聞いたことはあるんですけども、こちらについて現在はどうのことを考えられているかとか、いつまでに何ができるかという予定というのは、もしあれば聞かせていただきたいというのと、あとその意図としましては、例えばそのシステムが販売業者、プラットフォーム業者の外部のシステムと何か連携できるような仕組みがあれば、例えばその販売前にナンバープレートを取得するというような、そういった作業もかなりスムー

ずにできるようになると思っているんですけども、ですのでそういうことに何か考えがあれば教えていただきたいです。よろしく願いいたします。

【事務局】 御意見ありがとうございます。今のナンバープレートのオンラインの申請につきまして、よろしければ総務者様御発言いただいてもよろしいでしょうか。

【総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室長代理】 失礼いたします。総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室長代理の池上でございます。ちょっと室長が急用で外しておりますが、私のほうで代わりに回答させていただきます。

今お尋ねがございましたナンバープレート等につきまして、オンライン、あるいは電子的に申し込めるようにする、申請できるようにするというお話でございますけれども、恐らくですが、全ての地方税の税目について、令和7年中にオンライン、電子的に申請ができるようにするというそういった政府の手の電子化の流れの中での判断、取決めと申しますかそういったものがございまして、その一環として、軽自動車税に係るこの電動キックボードのナンバープレートの申告についても現在検討しているという格好になっております。

他方で今し方申し上げましたとおり、この政府の計画自体は令和7年中ということでございまして、今般、道交法の改正に伴いまして、令和6年4月までを目途としているその施行には簡単にちょっとスケジュールが合わないのかなということが考えられること。また各市町村におきまして、これらのシステムを整備する必要が生じてまいりますので、そういった意味でも、今からにわかに準備を始めて、この施行まで間に合わせるというのはちょっとタイミング的には難しいのかなと考えておるところです。

ただいずれにしましても、先ほど御指摘いただきましたとおり、何らかの形で電子的な申請というのはこれは目指していくという方向であることは事実でございます。すみません、ちょっとお答えになっていたかどうか分かりませんが、総務省からまずは以上でございます。

【事務局】 総務省様ありがとうございます。SWALLOW様、何かございますでしょうか。

【一般社団法人日本電動モビリティ推進協会】 ということはそのままもし間に合わないという場合であれば、令和6年の4月にできるだけ間に合わせるように、警察庁、総務省連携をとって対策をしていくということでよろしいですね。

【総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室長代理】 総務省でございます。そ

うですね、電子申請、なるだけ早くそれが実現したほうが当然よいことですので、そうしたほうを目指していくということになるろうかと思えます。

【警察庁交通局交通企画課長】 すみません、警察庁の交通企画課長でございます。公道走行をするためにはナンバープレートと自賠責保険が必須となっております、自賠責については比較的入りやすいわけですが、ナンバープレートについては、現在市区町村に出向かなければいけないというところが大半だということで、それが一つの手間になっていると認識しております。オンラインの申請ができればベストではあると思うんですけども、例えば郵送による申請受付がもし可能であればというふうに思っているのですが、その辺は、総務省様、いかがでございましょうか。

【総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室長代理】 総務省でございます。今、警察庁さんから御指摘ありましたとおり郵送による対応というのも想定されるところでございまして、先ほどちょっと御紹介、漏れましたけれども、現にそのオンラインで申請できる、あるいはその、郵送でもって申請できるような市町村も数は少ないですけども、全国の中に存在するというふうに認識をしております。ですのでそうしたものの取扱いについて、今後検討させていければというふうに考えております。

【一般社団法人日本電動モビリティ推進協会】 よろしくお祈いします。

【事務局】 では続きまして、大手家電流通協会様より御発言がございまして、御発言お願いいたします。

【大手家電流通協会】 大手家電流通協会でございます。西谷と申します。よろしくお祈いいたします。ちょっとあの話が逸れちゃうかもしれないんですけども、こちらの電動キックボードの、円滑な普及という点というのは、車を運転されている方との相互理解というのも重要かと思っているんですけども、車を運転されていてキックボードを全くこう、詳しくないというか、例えば興味のない方からすると、車道を走っている電動キックボードに対して、例えばルールがよく分かっていないので無用にクラクションを鳴らしたりとか、今ありというのも多少ありますけれども、そういったところの理解というのは重要なのかなと思っているんですけども、自動車、かなり風呂敷広げるような話になってしまうんですけども、研修とか説明会、周知という点で、もう車運転されている方に対する働きかけというのも何かしら考えていらしたりするのでしょうか。以上です。

【事務局】 基本的には我々としては、そういった電動キックボードに限らず改正法のルール周知になりますとか、その交通ルールの一般周知の場面で、教材を出したりですと

か、広報用資料を作ったりですとかという取組はしていきたいと思っておりますし、例えば運転免許の更新時には、新しい法改正の中身というのを説明するように、カリキュラムの中にも盛り込んでおりますので、そういった取組もしながら、この電動キックボードの新しいルールについて、国民の皆さんにしっかりと周知ができるように取り組んでいきたいと思っております。

【大手家電流通協会】 ありがとうございます。

【事務局】 それでは自工会様より挙手がありましたので御発言のほうお願いいたします。

【一般社団法人日本自動車工業会】 はい、御指名ありがとうございます。自工会の米田と申します。ナンバープレートのちょっと形、形状というか取得、装着を促進していくために、ちょっと大きさとか何かそういったものが決まっていればお聞きしたいんですけども、何かその特定原付用に、そのナンバープレートであるとか、何か大きさを少し小さなものに変えるとかそういったことは御検討されておられますでしょうか。

【事務局】 分かりました。それでは総務省様お願いします。

【総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室長】 総務省でございます。今、御発言いただいたことにつきましては、これまでの事業者さんから伺っている御要望などの中でも承っておるところでございます。現在関係省庁から、国内で流通している各種電動キックボードの諸元データを提供いただきまして、統一的なナンバープレートの規格などができるかどうか実務的な研究を行っているところでございます。引き続き関係省庁や自治体との協議を行いまして、今の統一的な、標準的な規格よりも小さなものがないかどうか検討を重ねていきたいと存じます。以上です。

【一般社団法人日本自動車工業会】 はい、分かりました。ありがとうございます。

【事務局】 発言を御希望される方はいらっしゃいますでしょうか。JEMPA様、よろしくお願いいたします。

【一般社団法人日本電動モビリティ推進協会】 名前が変えらなくてすみません。JEMPAに加盟していますSWALLOW合同会社の新井と申します。ジャストアイデアということだったんですけども、販売事業者のほうの安全対策の案の中で、ヘルメットと一緒に売った場合にはセット割りのようなことということだったんですけども、こういった取組に例えば、強いて例えば経産省さんとかでの補助金だったりとか、何かそういったことを考えられるようなところというのは御紹介いただけたりするのでしょうか。もしくは

は東京都になるのかもしれないんですか。

【事務局】 そうですね、今のところそういった取組について我々として発表しているわけではありませんのですが、その点を踏まえてまた検討していきたいと思います。

【一般社団法人日本電動モビリティ推進協会】 はい、ありがとうございます。あとヘルメットのJ I S規格についても、今回原付のヘルメットのJ I S規格ではなくて今、既存で販売されている自転車のヘルメットのようなものでも今回は構わないんだと思うんですけれども、こういったこともできる限り発信していきたいと思いますので、ちょっとなかなか、いいことに対する予算ってなかなか会社の中でも、申し訳ないんですが付きにくくて、何かしらの御一緒にほかの団体さんとかで、こういった告知ができるようなものを作れる予算を付けられるような何かこの販売促進も一緒に販売するということも含まれると思うんですけれども、何かしらの補助金を考えられたらなと思います。

ちょっとグリーンスローモビリティとか、そういった環境省さんの取組に対して二輪車は対象外だと言われておりますので、何かしら経産省さんなりといったところと、お話を持てるような場をよろしければ御紹介いただければと思います。

【事務局】 ありがとうございます。その点につきまして経産省様、何か発言ございませうでしょうか。

【経済産業省製造産業局生活製品課長補佐代理】 ありがとうございます。経産省の生活製品課の前場と申します。そうですね、ちょっと今この瞬間、確かに直接的なものはないかと思っておりますので、ちょっとまた意見交換させていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

【一般社団法人日本電動モビリティ推進協会】 ありがとうございます。

【事務局】 アマゾン松田様、お願いたします。

【アマゾンジャパン合同会社】 はい、アマゾン松田です。交通ルールの周知のところ、ぜひ警察庁様なのか、電動キックボードのこの交通ルール、まとまったような、ホームページといいますかサイトを作成いただくと大変ありがたいなというふうに思っております。そちらで周知事項がポイントを書いただければ、弊社ですと、例えば安心メールという形で購入をされたお客様に対して、そうしたサイトへ誘導するリンクをつけた、メールでのコミュニケーションといったことも可能になりますので、一覧性を持ったページが、公的なページがあると大変助かるなと思っております。よろしくお願いたします。

【事務局】 貴重な御意見ありがとうございます。そうしたいと思います。FreeMile様、お願いをいたします。

【一般社団法人日本電動モビリティ推進協会】 すみません、JEMPAで理事をしていますFreeMileの三本と申します。御質問させていただきます。車両の保安基準とかそういった型式認定とかそういったものはもちろん理解しているんですけども、例えばバッテリーとかそういった安全性についての、何か基準は設ける予定はあるんでしょうか。というのは例えばニューヨークとかアメリカでは、規格の通ったバッテリーしか電動キックボードは走らせてはいけないというような法律が今あるんですけども、その辺は国として考えていらっしゃるのかどうかお伺いしたいんですけども。

【事務局】 では国交省様、よろしくお願ひいたします。

【国土交通省自動車局技術・環境政策課長】 久保田でございます。すみません、まだ先ほども申し上げましたけど、具体的に法令の中で保安基準で安全基準というのは具体的にまだ決めていませんが、それを決めるに当たっての報告書は今年の3月に既にもらっておりまして、その中には今おっしゃられたような国際的な規格に合ったバッテリーを使うということを前提にそういうものを使っていただくことを前提に本基準は書いています。そういうもの、そういうバッテリーを使ってくださいということをちゃんと書くという前提で今作業を進めています。

【一般社団法人日本電動モビリティ推進協会】 じゃあその時期か規格についての具体的な案というとか、こういった規格を取ってこなきゃいけないとかそういったものは、定める予定ですか。

【国土交通省自動車局技術・環境政策課長】 基本的には国際規格を準用するということイメージしておりまして、国連の規則であるとかヨーロッパのEN規格、あるいは、PSEマーク等がついているものというのを前提に、安全基準を定め、そういうものをもって逆に言えばそういうものをもってればいいよということを基準に書こうと思っています。

【一般社団法人日本電動モビリティ推進協会】 分かりました。ありがとうございます。質問は以上です。

【事務局】 ではお時間のほうが迫ってまいりましたので、最後にJEMPAのブレイズの森様、御発言いただいてもよろしいでしょうか。

【一般社団法人日本電動モビリティ推進協会】 JEMPAのブレイズの森と申します。

ありがとうございます、本日は。先ほどのアマゾン様のお話にちょっと同じようなことになるんですけど、先ほどの安全講習のやつですね、のところでサイトというお話をされたと思うんですけど、これって通常、車とか免許の更新とかで教本みたいな冊子で、交通ルールとか何かマナーとかの教本って、多分発行されていると思うんですよ。そういうような冊子というのは御検討されているものなんですか。それを例えば商品に同梱させていただいたりとか、サイトだけではなく、お客様の手元に形として何か残るものがあるといいのかなというふうにちょっと思ったので御検討よろしくお願ひいたします。

【事務局】 ありがとうございます。こちらとしてもそういった冊子等の教材については、早急に内部で検討しているところがございますので、できる限り皆様に分かりやすく交通ルールを伝えられるような資料について作っていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。

【一般社団法人日本電動モビリティ推進協会】 ありがとうございます。

【事務局】 ありがとうございます。皆様、本日はありがとうございました。御議論も尽きないようでございますけれども、お時間のほうが迫ってまいりましたので、本日の討議は、ここまでとさせていただきますと思います。

(3) 次回の議題について

【事務局】 最後に次回の協議会の開催は、本年9月頃を予定しております。本日の議論を踏まえまして、シェアリング事業者の皆様、販売事業者の皆様、そしてプラットフォーム提供事業者の皆様におかれましては、本日、当庁から御説明した案でありますとか、先ほどの御議論を踏まえていただきまして、実効的かつ効果的な交通安全教育の在り方について、ぜひ御検討いただきまして、次回の協議会の場で、取り得る交通安全対策について、御発表をいただければと考えております。

また詳細は追ってこちらから御連絡をさせていただきますので、引き続き御協力のほどをどうぞよろしくお願ひいたします。

3. 閉会

【事務局】 それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。皆様におかれましては、御多用中のところ御出席いただき、また貴重な御意見をいただきまして誠にありがとうございました。